

参考資料 8

裁判官に求められる資質・能力について記載された文献等

氏名の後の肩書は、文献等の発表当時のものである。

「司法制度改革審議会中間報告 - 国民が求める裁判官像(その資質と能力)」

このようにして当審議会は、まず、国民が求める裁判官像(その資質と能力)について、虚心に立ち返って議論を重ねた。その結果、「人間味あふれる、思いやりのある、心の温かい裁判官」、「法廷で上から人を見下ろすのではなく、訴訟の当事者の話に熱心に耳を傾け、その心情を一生懸命理解しようと努力するような裁判官」、「何が事案の真相であるかを見抜く洞察力や、事実を的確に認識し、把握し、分析する力を持った裁判官」、「人の意見をよく聴き、広い視野と人権感覚を持って当事者の言い分をよく理解し、なおかつ、予断を持たずに公正な立場で間違いのない判断をしようと努力するような裁判官」など様々な意見が出された結果、少なくとも、裁判官は、その一人ひとりが、法律家としてふさわしい多様で豊かな知識、経験と人間性を備えていることが望ましいとの共通認識を得るに至った。

藤田耕三(弁護士・元広島高等裁判所長官)

「司法制度改革審議会集中審議第2日目議事録」

「人間的な温かさが必要」というのが一番必要な資質ではないでしょうか。

「司法制度改革審議会第56回議事録」

やはり国民が裁判官に要求する一番大きいのは、やはりプロフェッショナルな裁判官として、迅速、適正に紛争を解決してくれるかどうかということだろうと思いますので、これだけで足りるかどうかは別として、人事評価のかつての項目などは、そういう点に重点を置いて評価しているんだろうと思います。

水原敏博(弁護士・元名古屋高等検察庁検事長)

「司法制度改革審議会集中審議第2日目議事録」

・ 裁判官も法廷で上から人を見下すのではなくて、不幸にして罪を犯してきたが、この人間はなぜこういうことをやったのかということ公正な立場で本当に被告人の立場に立って物事を正しく判断していく資質・能力が非常に高く求められるものであると思うのです。人間味あふれる心の温かさのわかる裁判官でないと、これは信頼される裁判ができるとは到底考えられません。ほとんどの裁判官はそういう気持ちで裁判をしているのだろうと思います。もちろん法を正しく、法を尊重することは言うまでもありません。それから、公平さが非常に大事だと思います。廉潔性も必要だと思います。だけれども、それらを含めて、なお、一番根底にあるものは思いやりのあるといいましょうか、心の温かい、ぬくもりのある、そういう裁判官に裁いてもらうことを、裁判を受ける側としては求めているのではないかと思います。

・ 長い経験で何が真実なのかということ判断できるような素質を持った方が裁判官になる

ことが望ましいと思います。

「司法制度改革審議会第56回議事録」

望まれる裁判官像…まず基本的には法律家としての能力、識見が高いということ。これは事実認定が正確である。法律適用解釈も正確である。事件処理に必要な理論上、実務上の専門的な知識、能力を兼ね備えておらなければいけない。こういう抽象的な表現で幾らでもできるわけです。それから、幅広い教養に支えられた視野の広さ、人間性に対する洞察力だとか、社会事象に対する理解力だとか、それと同時に人物、性格面では廉直、公正、寛容、忍耐力、判断力、独立の気概と、いろいろな要素が望まれる姿としては加わっているわけでございます。

中坊公平(弁護士)「司法制度改革審議会集中審議第2日目議事録」

- ・ 私は弁護士という立場から一番望ましい裁判官とは一体何であるのか、あるいはどういう資質が大切かということに関しまして、最終的には当事者を納得させる、「納得」という言葉にあるのではないかと。よく裁判官やりに聞くと「真実発見」と言う方が多いです。しかし真実というのは恐らくだれもがわからないといっているくらいわからないものでありまして、決して罪を犯したか犯していないかということと言われても、本当の意味においてわかるということは非常に難しい。私は裁判の本質というのは納得にあると思っています。
- ・ 裁判官で一番必要な条件は、今おっしゃったように公正さ、納得でしょう。納得させる、こんなこと言ったら笑われるといけないんですが、一番の素質、必要な資質は人の意見を聞くということだと思います(笑)。だから、裁判官で納得させる、公正さも何よりも、まず一番必要なことは人の話を聞くという人ですよ。

北村敬子(中央大学商学部長)「司法制度改革審議会集中審議第2日目議事録」

- ・ 納得させるということはどういうことかということ、公正であるということなのではないか。だから人間的な温かみなんていうのは、もちろん必要なものであって、そこで納得させるためには公正な裁判を行える、判決を言えるということが一番裁判官像として必要な部分なのかなと。

山本勝(東京電力(株)取締役副社長)「司法制度改革審議会集中審議第2日目議事録」

裁判官のジャッジというのは的確でかつ安定しているということがまず企業としては大変大事なことだと思っております。いろんな裁判官像というのはそれぞれあると思いますが、企業の立場からすると、そういう的確性、安定性というものは非常に大事だということをおえて申し上げたいと思います。

石井宏治(株)石井鐵工所代表取締役社長)「司法制度改革審議会第56回議事録」

裁判官の方の考え方にフレキシビリティがあるかどうかということです。これはあり過ぎるといろいろ問題が起こりますが、全く硬直的な発想しかできない方というのも非常に困りますの

で、そこいら辺のことについても、やはり評価の項目の一つということにしてみたら良いのではないかと考えております。

伊藤正己(元最高裁判所判事)「有斐閣・裁判官と学者の間 平成5年」

下級審の裁判官にあっては、何と云っても事実認定が最も重要な任務となり、そのためには、多年の訓練と習熟が求められる。

奥戸新三(大阪高等裁判所長官)「1972.1.15 ジュリスト497号・裁判官の再任について」

わが国の裁判官の適格性としては、まず廉潔、勤勉で信頼性があり責任感が強いこと、物の考え方が中正公平であること、自己の信念を堅持すると同時に他人の言い分や立場もよく理解し協調性もあること、その官に相応した法律的素養と共に円満な常識、良識を備えていることその他いろいろ考えられるが、特に裁判官は、事件の当事者や代理人、弁護士あるいは証人などの主張や供述を虚心に聞き、その言わんとするところを正しく把握し、冷静に判断することが必要であるから、とかく先入観を持ってそれに固執し、自分の考えに合わない他人の意見や話に謙虚に耳を傾けようとしないような偏狭な性格の人は、合議体の構成員として不適當であり、裁判官として適格性がないと言わなければならないであろう。

小林直樹(東京大学教授)「日本評論社・憲法判断の原理 昭和52年」

昔から裁判官に求められる資質や条件には、偶然以上の一致がみられる。例えば「第1に正義、第2に英知、第3に剛毅、第4に節度」(13世紀のシュワーベン・シュピーゲル)、裁判官は「敬虔、廉正、聡明で経験ある人物」たるべき(16世紀のカロリーナ法典)、「裁判官は審理や法の適用に当たって思慮深くかつ経験に富んでいなければならぬ。…また、法の基本原則や先例や実定法の全体について広い知識を有し、生活経験と世態人情に対する理解を合わせ持つことが必要である。更にこれらに加えて、均衡のとれた精神、天性の正義感、俊敏な理解力、卓越した記憶力、健全な肉体的条件、限りない辛抱強さ、疲れを知らぬ勤勉、不の勇氣、きわだった義務感、魅力のある作法、それにユーモアを解するセンスを備えるに至れば、ほぼ完全な裁判官になれる」(Mac Cleary)、理想的な裁判官の備えるべき特性として、「法的感情、激情に動かされない落ち着き、賢明、精神の機敏さ、物事の本質をつかむ感覚、他人の心を理解する能力、確固たる安定、克己心、人格の尊厳」(A. F. Hoche)をあげている。これだけの美点と長所を持てば、人間として殆ど完璧に近い「聖者」とも称すべきだろうから、裁判官として非の打ちどころがないのは当然である。それだけに、現実の不完全な人間がこれらの諸特性をを兼備することは、絶望的な難事である。…さしあたり、平均的裁判官の誰にでも望まれる最小限度の要件…として…私は、正義感や節度やバランスの精神などを含んだ「公平」と、客観的な認識力や論理的な分析力のほか人間生活に関する洞察力をも含めた「英知」の2つをあげておきたい。右の二つの条件は、裁判官であ

る以上つねに相当程度に身につけていなければならないミニマムの資格要件である。それだけに、どんな裁判官論をとってみても、これを逸するものはないといってもよい。

齋藤秀夫(東北大学名誉教授・副学長)「一粒社・裁判官論(増補3版) 昭和60年」

およそ裁判は第1に独立になされること、第2に適正であること、第3に迅速になされること、第4に国民の信頼を勝ち得るものでなければならないから、裁判官は以上の4つの条件の満たされた裁判をなし得る適格を備えなければならない。従って、裁判官は第1に司法権の独立を獲得しうる適格を備え、公正でなければならない。このことは憲法上の要請である…民主国家における国民のものとしての裁判を不羈独立に行う気魄を持つことが要請される。第2の要請としては、適正な裁判を行うため、具体的にいえば、人権擁護の念に徹し、特に誤判のないように反省する心を持たなければならない。右の第1・第2の要請は、これにあわせて、裁判官は公正でなければならないということができよう。第3の要請として迅速の裁判に努めることは、憲法第37条の「公平な裁判所の迅速な公開裁判」を受ける国民の基本的要求として定められていることであるから、これを満足させることに努力しなければならない。第4に国民に信頼される裁判をなすことは、結局、国民のための裁判官として庶民的感覚を持ち、絶対に権力的な官僚意識を持つてはならないことを要請することになる。要するに、憲法に基づく裁判の民主化を実現しうる人格を備えた者が、裁判官の典型であるというべきであろう。官僚的意識は排除されなければならないから、行政官的な出世主義やサラリーマン的意識ではなく、毅然として名利より遠ざかる精神の具有者でなければならない。

田中二郎(元最高裁判所判事)「1981.10.15 ジュリスト 751号・裁判について」

裁判官に何が要求されるか。私は法律的な知識・能力という点は二の次に考えていい、一番大事なことは「裁判をする心」の問題ではないかと思えます。正しい法の適用を考え、虚心に謙虚に当事者をはじめ、人の意見を聞き冷静かつ公正に判断を下すことのできるような人でなくてはならないと思えます。

中村治郎(元最高裁判所判事)「1989年 判例時報社・裁判の世界を生き て」

裁判官に求められる能力ないし資質として次の3つを挙げてみたいと思えます。その第一は、分析能力ということであり、第二は、法を広く、かつ、深く見る眼をもつということであり、第三はバランス感覚と方向感覚ということでもあります。ジョン・ピー・フランクというアメリカの法学者は、裁判官に要求される資質として、問題から解決に至る間において筋道立った明晰な推論をなす能力、創造的能力(新しい問題に対して根本的な新しい解答を何とかして造り出す能力であり、かつ、当面の問題ばかりでなく、最も遠い水平線の限界まで見通す能力)、たゆむことなき勤勉さ、明晰かつ説得力ある表現能力、学問的素養の5つを挙げております。

ダニエル・H・フット(ワシントン大学教授)「2000.1.1-15 ジュリスト 1170 号・司法に何を望むか」

理想的な裁判官の要素として・・・法の尊重(法そのものを愛し、大事にすること。判例を尊重すると同時に法の発展に貢献する責任を強く感じる。事件の規模とは関係なく、全ての事件を同じように扱うこと。), 公正さ(裁判官の究極の任務は、公正で、辛抱強く、独断に陥らず、当事者の権利や利益を十分に考慮して裁判を行うことである。), 良心に従って勇気を持つこと、人間に対する思いやりの4要素を特に指摘したい。

横川敏雄(宇都宮地方裁判所長)「1971.9.1 ジュリスト 487 号・裁判官の良心と倫理」

裁判と裁判との関係、裁判官の理想像はいかにあるべきかの問題について・・・多年の経験によってつちかわれた、判断者としての英知・洞察力・法的思考だけが、問題点の有無・大小についての迅速的確な判断、時間・エネルギーの効果的集中を可能にし、能率の増進と当事者の説得への道をひらくといっても過言ではない。・・・公平性・独立性・法への忠誠などという、裁判官に不可欠な倫理・モラルを思い、これに関連して、事実をあるがままにみる素直さ・柔軟さ、一步退いて考える謙虚さ・慎重さ、どのような干渉・圧力にも屈しない強さ・勇気、速やかに問題の核心をとらえる鋭さ、聡明さ、時代・社会の動きに即するバランスのとれた判断、機を失しない決断などという徳の必要性を感じる。

法曹倫理研究委員会(団藤重光委員長)「法の支配 32 号・法曹倫理に関する報告書 昭和52年」

裁判官倫理の基準原則ないし大綱的原理ともいうべき義務として、次の点が指摘された。

裁判官は、いうまでもなく裁判官活動をその職責とする。裁判は、法的紛争に対し、裁判官が、紛争当事者から中立、公平な立場において、公正な手続により、専ら法と良心に従って裁定を下すものでなければならない。このことから、裁判官倫理の第1原則として、裁判活動における法忠実性、独立性、公平中立性及び公正の保持の義務が導かれる。裁判についての右のような要請を担保するためには、種々の法制度的な手当(裁判官の身分の保障、外的干渉・圧力の排除、合議制、除斥・忌避制度、審級制等)が講ぜられているが、それにもかかわらず、窮極的な保障は、結局において各裁判官の良心であり、その内的な自覚と自制である。裁判官倫理の第1かつ最大のものは、何よりもまずこのような自覚と自制を常に保持し、持続させることであり、裁判官はこのような規範意識を極めて高度において保持することを強く要請される職業者であるといわなければならない。しかし、この義務は、人間的弱さをまぬがれない裁判官にとっては、極めて困難な義務でもある。道徳的潔癖と勇気及び強い克己心が裁判官の徳目として強調されるのも、このためである。

第2に、右のような原則のコロラリーとして、裁判官は、右のような自覚と自制の義務に加えて、裁判官が内的に右のような要請にこたえて裁判活動を行っていることに対する一般的信頼を傷つけるような行動、態度を避止すべき義務を有する。けだし、裁判官の内的事象は、外部からは窺知することができないものであり、当事者を含む第三者は、裁判官の外部

にあらわれた言動や態度からこれを推定するほかはなく、裁判制度は、このようは推定的判断に基づく裁判の独立とその公平及び公正に対する一般的信頼によってのみ有効に機能しうるものであるからである。そして、このような一般的信頼を傷つけるおそれのある言動や態度の避止、抑制の義務は、その職務活動のみならず、広く職務外の活動においても、要求される。

第3に、裁判官は一定の品位を保持すべき義務を有する。裁判の権威を基礎づける裁判に対する信頼は、裁判官の人格に対する信頼と敬意の念と深く結びついている。裁判官は、その意味において何程かのシンボリック役割を担っている。このことから、裁判官は、右のような信頼と敬意を傷つけることのないよう、裁判上のみならず裁判外における行動や挙措態度において、一定の品位を保つように心掛けることを要請される。

第4に、裁判がその内容において社会の要求と期待にこたえるためには、常に一定の質的水準が維持され、かつ、たえずその向上がはからなければならない。それ故、裁判官は、たえず変化し、進歩する法律、社会、政治、経済、文化に関する知識と経験を吸収し、これを裁判に反映させるように努めなければならない義務を有する。

第5に、裁判は迅速かつ能率的処理を要求されるから、裁判官は、そのエネルギーを何よりもまず裁判活動に注ぐと共に、裁判の迅速化と能率化のために努力し、かつ、これについての創意工夫を怠ってはならない。

右に列記した5つの義務は、その間に軽重の差こそあれ、いずれも裁判官の行動、態度及び心構えを規律し、又は指導すべき裁判官審理上の基準原則ないし大綱的原理ともいべきものである。アメリカ合衆国における新裁判官行為典範は、裁判官が司法部の廉潔と独立を護持すべきこと(範則第1)、そのすべてにおいて不穏当を避け、また不穏当に見えることを慎むべきこと(範則第2)、公平かつ勤勉にその職務を遂行すべきこと(範則第3)、司法上の職務との抵触の危険を最小限にとどめるように司法外活動を規律すべきこと(範則第5)、裁判官としての職にふさわしくない政治活動を避けるべきこと(範則第7)等を裁判官倫理規範の柱として立てているが、上述した5義務もその大綱においてほぼこれと同様のものといえる。これらの義務は、近代裁判制度を有する諸国家において、おおむね一般的に承認されているものと考えられるものであり、それ自体としては異論のないところであろうと思われる。